八六　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件　一七　七
八七　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条の六第一項の規定に基づき液化石油ガス販売事業者を認定した件　一八　六
八八　輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件　二一　八
八九　簡易ガス事業供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値　二一　89　二〇
九〇　工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件　二四　五
九一　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　二五　七
九二　回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する件　三〇　六
九三　遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件　三〇　96　五三

○国土交通省

四六〇　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　一九
四六一　補償コンサルタント登録規程の一部を改正する件　一　74　四九
四六二　建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件の一部を改正する件　一　74　五一
四六三　水防法第十六条第一項の水防警報を行う海岸を指定する件　一　74　五二
四六四　胆沢ダムの建設が完了した件　一　74　五二
四六五　金武ダムの建設が完了した件　一　74　五二
四六六　沖縄振興特別措置法施行令の規定による告示　一　74　五二
四六七　海岸法の規定に基づく海岸保全施設に関する直轄工事が完了した件　一　74　五二
四六八　奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める件　一　74　五二
四六九　小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の職務に関する研修の方法等を定める件　一　74　五二
四七〇　信号符字を点附した件　二　八
四七一　信号符字を取り消した件　二　八
四七二　船舶国籍証書を無効とした件　二　九
四七三　三宅島空港の施設について告示した事項に変更を加えた件　二　75　一
四七四　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　三　六
四七五―四七八　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　三　七
四七九　直轄砂防工事を施行する件　三　七
四八〇　砂防法第二条の土地を指定する件　三　八
四八一　利尻空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三　76　二
四八二　空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件　三　76　二
四八三　規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める件　三　76　二
四八四　水先人に免許を与えた件　三　76　二
四八五　運輸審議会件名表に登載された件　四　五
四八六　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　四　五
四八七　昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件　四　五
四八八・四八九　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　四　五
四九〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　四　五
四九一　〃　四　五
四九二　砂防法第二条の土地を指定する件　四　五
四九三　保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定した件　九　二
四九四　基本測量に関する長期計画を定めた件　九　二
四九五　高速自動車国道に関する件　一〇　六
四九六・四九九　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　一〇　七
五〇〇　測量に関する専門の養成施設の養成業務の休止の届出があった件　一〇　七
五〇一　測量に関する専門の養成施設の養成業務の廃止に関する件　一〇　七
五〇二　運輸審議会件名表に登載された件　一一　四
五〇三　砂防法第二条の土地を指定する件　一一　四
五〇四―五〇六　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一一　五
五〇七　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　七
五〇八　直轄砂防設備工事を終了した件　一五　六
五〇九・五一〇　船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件　一六　一一
五一一　港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件　一六　一二
五一二　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　一七　七
五一三